(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示 所在及び地番	住居表示	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(㎡)	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
増田(県)－1	平鹿郡増田町亀田字半助村68番		7,400	1,194	1.2：1	住宅 W2	一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域	南 6.3m 町道		十文字 3.5km	「都計外」
5－1	増田字七日町151番		22,500	477	1：4.5	店舗兼住宅 W2	小売店舗が連たんする商店街	東 7.2m 県道	水道 下水	十文字 3.3km	㊎
平鹿(県)－1	平鹿郡平鹿町浅舞字覚町後233番6外		22,200	368	1：1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅の中に空地が見られる町の中心部に近い住宅地域	南 6m 町道	下水	横手 10km	㊎ 1住居 (200)
2	上吉田間内字田之植52番5		9,000	409	台形 1：2	住宅 W2	一般住宅及び農家住宅が混在する住宅地域	東 8m 町道	水道	横手 7km	「都計外」
3	醍醐字下醍醐46番内		7,900	570	1：1.5	住宅 W2	農家住宅が多い住宅地域	西 6.5m 町道	水道	醍醐 1.6km	「都計外」
5－1	浅舞字浅舞216番		28,000	310	1：5	店舗兼住宅 W2	小売店舗が建ち並ぶ町役場近くの商業地域	東 8m 県道	下水	横手 10km	㊎ 近商 (300)
7－1	浅舞字中東127番外		28,500	4,128	1.5：1	店舗 S1	店舗、工場及び一般住宅が混在する地域	南東 16m 町道 南西側道	下水	横手 10km	㊎ 準工 (200)
雄物川(県)－1	平鹿郡雄物川町造山字造山143番3		11,900	360	1：2.5	住宅 W2	一般住宅に店舗及び事務所が介在する住宅地域	東 8m 町道	水道 下水	横手 16km	「都計外」
2	東里字東里174番9		9,300	806	1.2：1	住宅 W2	農家住宅の連たんする国道沿いの住宅地域	南 8m 国道	水道	横手 14km	「都計外」
3	薄井字薄井102番3		6,000	356	1：3.5	店舗兼住宅 W2	中規模の一般住宅及び農家住宅が混在する住宅地域	北 5.5m 県道	水道	横手 13km	「都計外」
4	沼館字沼館510番1		13,400	260	1：1.2	住宅 W2	一般住宅に店舗及び事務所が介在する住宅地域	東 6m 町道	水道 下水	横手 15km	「都計外」
5－1	今宿字今宿37番2		27,800	236	1：5	店舗 W2	小売店舗が建ち並ぶ商業地域	東 7.5m 町道	水道 下水	横手 15km	「都計外」
大森(県)－1	平鹿郡大森町字大森108番		16,200	152	1：3	住宅 W2	商店街に比較的近い既成の住宅地域	西 6.6m 町道	水道	横手 14km	「都計外」
2	字菅生田221番8		8,500	198	1：2.5	住宅 W2	中小規模の一般住宅及び農家住宅が混在する住宅地域	南 6.5m 町道	水道	横手 15km	「都計外」
5－1	字大森29番外		21,500	674	1：10	店舗 W2	低層小売店舗の中に居宅が数軒混在する商業地域	南東 8m 町道	水道	横手 13km	「都計外」
十文字(県)－1	平鹿郡十文字町西原一番町48番1		29,100	264	1：1	住宅 W2	一般住宅に共同住宅、医院等も介在する住宅地域	南東 7m 町道	水道 下水	十文字 800m	㊎ 1住居 (200)
2	上鍋倉字拾大道西14番5外		16,000	1,365	1：3	住宅 W2	一般住宅に店舗等も介在する小学校に近い住宅地域	北東 8m 町道	水道 下水	十文字 1.6km	㊎ 1住居 (200)
3	腕越字佐吉開28番2		23,000	231	1.2：1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南 12m 町道	水道 下水	十文字 900m	㊎ 1住居 (200)
4	植田字植田143番外		8,200	436	1：1.5	住宅兼作業場 W2	一般住宅に店舗が介在する住宅地域	東 5.5m 県道	水道	十文字 5.8km	「都計外」
5－1	十文字新田字本町5番外		43,700	559	1：7	店舗兼住宅 W2	小売店舗が建ち並ぶ商業地域	南東 8m 町道	水道 下水	十文字 350m	㊎ 商業 (400)
7－1	梨木羽場字沖野10番2外		41,500	794	台形 2：1	店舗 S2	店舗、工場等が見られる国道沿いの路線商業地域	北西 23m 国道	水道 下水	十文字 1.5km	㊎ 準工 (200)
山内(県)－1	平鹿郡山内村土渕字二瀬6番10外		17,000	169	1：4	住宅 W2	一般住宅と店舗等が混在する駅や役場に近い住宅地域	南東 6.5m 県道	水道 下水	相野々 70m	「都計外」

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示 所在及び地番	(2) 住居表示	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m²)	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
山内(県)－2	南郷字赤渕45番6		4,000	285	台形 2:1	住宅 W2	一般住宅、農家住宅の中に店舗等も見られる県道沿いの住宅地域	南西 9m 県道	水道	黒沢 5.4km	「都計外」
3	土渕字小田3番2		14,300	249	台形 1.2:1	住宅 W2	一般住宅を中心に一部店舗が見受けられる国道沿いの地域	南西12.3m 国道 南東側道	水道	相野々 1.4km	「都計外」
大雄(県)－1	平鹿郡大雄村田根森字田村街道西11番		5,700	983	1:2	住宅 W2	一般住宅及び農家住宅に小売店舗が混在する住宅地域	東 8m 県道	水道	横手 12km	「都計外」
2	字三村東4番1		14,800	1,069	1:1.2	住宅 W2	一般住宅に店舗及び公共施設が混在する住宅地域	南西 9m 県道	水道 下水	横手 8.6km	「都計外」
稲川(県)－1	雄勝郡稲川町字稲庭86番		11,900	483	1:2.5	住宅 W2	一般住宅、農家住宅、小売店舗等が混在する住宅地域	西 8m 国道	水道	湯沢 12.8km	「都計外」
2	三梨字萩田68番1		11,400	732	1:2	住宅 W2	一般住宅、農家住宅が混在する国道沿いの住宅地域	西 7.5m 国道	水道	湯沢 9.8km	「都計外」
3	八面字清水田11番1		9,100	444	1:4	住宅 W2	農家住宅が多い住宅地域	南西 7m 県道	水道	十文字 7km	「都計外」
4	川連字万九郎屋布53番9外		15,500	207	1:1.5	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南 8m 町道	水道	湯沢 7.8km	「都計外」
5－1	大舘字下山王60番		18,400	167	1:2.5	店舗 W2	小売店舗が連たんする商業地域	南 6m 町道	水道	湯沢 8.2km	「都計外」
雄勝(県)－1	雄勝郡雄勝町横堀字寒ノ神17番5		16,000	704	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多く見られる住宅地域	西 6.5m 町道		横堀 900m	「都計外」
2	秋ノ宮字中島8番3外		6,100	701	1:2	住宅 W2	農家住宅、一般住宅が混在する国道背後の住宅地域	西 4m 町道		横堀 6.5km	「都計外」
3	下院内字常盤町18番		14,000	386	1:2	住宅 W2	中小規模の一般住宅が多い住宅地域	南西 8m 町道	水道	院内 950m	「都計外」
4	小野字西水口31番		16,000	776	2:1	住宅 W2	一般住宅のほか店舗等が見受けられる国道沿いの住宅地域	南東 12m 国道		横堀 2.1km	「都計外」
5－1	横堀字小田中9番5		24,200	330	1:1.2	店舗兼住宅 S2	店舗、営業所、一般住宅等が混在する商業地域	南東 19m 町道		横堀 500m	「都計外」
羽後(県)－1	雄勝郡羽後町西馬音内字中野19番29		27,000	301	1:2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	東 5.8m 町道	水道	湯沢 9.5km	「都計外」
2	杉宮字東腰廻123番1		16,000	221	1:2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南 8m 町道	水道	湯沢 7km	「都計外」
3	高尾田字家ノ下34番		6,800	1,048	1:3	住宅 W2	一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域	西 5m 町道	水道	湯沢 13.5km	「都計外」
4	田代字草62番1外		4,000	1,021	1:1	住宅 W2	農家住宅、一般住宅店舗、公共施設が混在する住宅地域	西 4.2m 町道		湯沢 19km	「都計外」
5－1	西馬音内字本町33番1		38,800	504	1:4.2	銀行 S2	小売店舗が連たんする商業地域	北 9.3m 町道	水道	湯沢 9.8km	「都計外」
東成瀬(県)－1	雄勝郡東成瀬村田子内字田子内36番		6,900	568	1:1.5	住宅 W2	一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域	北東 5.5m 村道	水道	十文字 12.8km	「都計外」
2	岩井川字村中54番5		6,100	505	2:1	住宅 W2	一般住宅、店舗、農家住宅が混在する国道沿いの住宅地域	北 7m 国道	水道	十文字 17.6km	「都計外」
皆瀬(県)－1	雄勝郡皆瀬村川向字下村126番1		4,300	404	不整形 2:1	住宅 W2	一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域	南西 8.5m 国道	水道	湯沢 26km	「都計外」

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示		(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(m²)	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
	所在及び地番	住居表示									
皆瀬(均)－2	川向字下菅生14番8内		7,100	170	2：1	住宅　W2	一般住宅、店舗が混在する住宅地域	西　7m 村道	水道	湯沢 18.2km	「都計外」
5－1	畑等字湯元39番		16,000	485	台形 1：1.2	店舗兼住宅 W2	温泉旅館、店舗、一般住宅が混在する商業地域	北東　10m 国道	水道	湯沢 30km	「都計外」

2　林地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番	(3) 基準地の10アール当たり価格（円）	(4) 基準地の地積（㎡）	(5) 基準地の利用の現況	(6) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(7) 交通接近条件				(8) 公法上の規制	(9) 地域の特性
						基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離（m）	搬出地点の道路の状況	最寄り駅及び距離	最寄り集落及び距離		
秋田(林)－1	秋田市上新城白山字山口55番	120,000	238	用材林地（杉）	杉の人工林が多い標高100ｍ、傾斜25度程度の林地地域	人力 200	市道 3.5ｍ	土崎 11km	白山 1.9km	「地森計」	農村林地
2	秋田市豊岩豊巻字堂の沢11番1外	150,000	131	用材林地（杉）	標高約20～50ｍ、傾斜15度程度に人工林及び雑木林が混在する地域	人力 10	農道 5ｍ	新屋 4.8km	中島 1km	「調区」「地森計」	都市近郊林地
3	能代市母体字長根山下57番1	57,000	9,618	用材林地（杉）	標高50～100ｍ、傾斜20度に樹齢約20～30年前後の杉及び雑木が混在する地域	人力 100	林道 2ｍ	東能代 8.5km	上母体 800ｍ	「地森計」	農村林地
4	山本郡琴丘町上岩川字滝の沢113番6	52,000	10,500	用材林地（杉）	標高150ｍ、傾斜25度の杉の自然林地域	集材機 300	林道 5ｍ	鹿渡 12km	小新沢 2km	「地森計」	山村奥地林地
5	平鹿郡増田町狙半内字大沢54番1外	32,000	8,527	用材林地（杉）	標高200～300ｍ、傾斜30度前後の広葉樹、杉が混交する林地地域	林道隣接 0	林道 4ｍ	十文字 12.7km	小菜山 300ｍ	「地森計」	山村奥地林地
6	大館市茂内字鬼ケ台20番24	71,000	10,879	用材林地（杉）	杉の人工林が多い標高100～300ｍの丘陵地	人力 10	林道 3.5ｍ	大館 6.5km	小茂内 2km	「地森計」	農村林地
7	南秋田郡五城目町内川湯ノ又字小川口沢67番	55,000	33,010	用材林地（杉）	標高100ｍ、傾斜30度に杉及び松が混在する人工林地域	林道隣接 0	林道 4.8ｍ	八郎潟 12km	湯ノ又 500ｍ	「地森計」	林業本場林地
8	仙北郡西仙北町土川字小又沢5番70	55,000	9,662	用材林地（杉）	標高125ｍ、傾斜20～25度に植林された杉の人工林地域	林道隣接 0	林道 3ｍ	刈和野 9km	沖田 750ｍ	「地森計」	農村林地
9	山本郡八森町字本沢2番	52,000	4,383	用材林地（杉）	標高60ｍ、傾斜5度の杉の人工林地域	林道隣接 0	林道 3.6ｍ	八森 4km	街部 4km	「地森計」	農村林地
10	北秋田郡鷹巣町七日市字坊川沢7番30	47,000	10,620	用材林地（杉）	標高90～160ｍ、約20度の南西向傾斜の人工林地域	人力 20	林道 4ｍ	鷹ノ巣 13km	妹尾館 3.5km	「地森計」	林業本場林地
11	鹿角市八幡平字熊沢碇39番12	51,000	5,800	用材林地（杉）	杉の人工林及び雑木林が混在する比較的傾斜の緩い丘陵地	林道隣接 0	林道 4ｍ	八幡平 13km	熊沢 1.9km	「地森計」	農村林地
12	北秋田郡森吉町本城字寺ノ沢21番	66,000	10,167	用材林地（杉）	標高140ｍ、傾斜15～20度程度の杉の人工林地域	林道隣接 0	林道 3ｍ	米内沢 3.9km	本城 1.5km	「地森計」	農村林地
13	男鹿市男鹿中滝川字三ッ森上台314番1	84,000	7,626	用材林地（杉・松）	標高100ｍ、傾斜10度に杉及び松が混在する人工林地域	専用道路隣接 0	防衛庁、林野庁専用道路6m	羽立 10km	開 700ｍ	㊎「地森計」	農村林地
14	河辺郡河辺町神内字樋沢30番38	82,000	11,061	用材林地（杉）	標高50～150ｍ、傾斜20～30度の丘陵地に杉林及び雑木林が混在する地域	林道隣接 0	林道 2ｍ	大張野 5km	神内 2.5km	㊎「地森計」	農村林地
15	南秋田郡昭和町豊川上虻川字浦田8番	57,000	9,287	用材林地（杉）	標高15～45ｍ、傾斜20度前後の杉の人工林地域	人力 30	農道 2.5ｍ	大久保 5km	小泉 600ｍ	「調区」「地森計」	農村林地
16	由利郡岩城町泉田字小沢田38番	64,000	47,210	用材林地（杉）	標高100～150ｍ、傾斜10～30度の杉、雑木の混在林地域	人力 150	農道 2.5ｍ	羽後亀田 5.3km	泉田 500ｍ	「地森計」	農村林地
17	由利郡由利町前郷字柳沢1番7	50,000	39,922	用材林地（杉）	標高120ｍ、傾斜15度の杉の人工林地域	林道隣接 0	林道 3ｍ	前郷 3.5km	東中沢 2km	「地森計」	山村奥地林地
18	仙北郡田沢湖町生保内字黒沢野23番11	65,000	7,910	用材林地（杉）	杉の人工林が多い標高300ｍ、傾斜20度程度の林地地域	林道隣接 0	林道 3ｍ	田沢湖 4.5km	下中生保内 1km	㊎「地森計」	農村林地
19	平鹿郡大森町上溝字菅蛭沢203番	60,000	4,363	雑木林地用材林地（杉）	標高80ｍ、傾斜23度に雑木林及び杉が混在する地域	林道隣接 0	農道 2.5ｍ	横手 16.5km	末野 450ｍ	「地森計」	農村林地
20	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山居野11番60	51,000	11,090	用材林地（杉）	標高400ｍ、傾斜15～20度の杉の植林地域	人力 50	林道 3ｍ	横堀 18km	湯ノ岱 300ｍ	「地森計」	林業本場林地
21	本荘市土谷字中日陰平8番7	52,000	6,666	用材林地（杉）	標高50～100ｍ、傾斜25度前後の杉の人工林地域	集材機 10	林道 3ｍ	羽後本荘 6.5km	長者屋布 2km	「地森計」	農村林地
22	北秋田郡阿仁町中村字魚ノ子沢45番20	37,000	3,540	用材林地（杉）	標高350ｍ、傾斜15～20度に杉の人工林と雑木林が混在する地域	林道隣接 0	林道 4ｍ	阿仁マタギ 2km	打当内 400ｍ	「地森計」	山村奥地林地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番	(3) 基準地の10アール当たり価格 (円)	(4) 基準地の地積 (㎡)	(5) 基準地の利用の現況	(6) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(7) 交通接近条件				(8) 公法上の規制	(9) 地域の特性
						基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離 (m)	搬出地点の道路の状況	最寄り駅及び距離	最寄り集落及び距離		
秋田(林)－23	仙北郡南外村字ヲト刈76番2	56,000	16,876	用材林地(杉)	標高100ｍ、傾斜30度に植林された杉の人工林地域	林道隣接 0	村道 5ｍ	神宮寺 13km	湯元 300ｍ	「地森計」	農村林地
24	秋田市上北手大杉沢字刈又沢28番	1,620,000	2,429	雑木林地	人規模宅地開発が予想される雑木及び松が混在する地域	林道隣接 0	農道 2.5ｍ	秋田 6.3km	家ノ前 700ｍ	「調区」「地森計」	都市近郊林地
25	由利郡仁賀保町樋目野字神田85番	70,000	5,017	用材林地(杉)	標高50ｍ、傾斜15～20度程度の杉の人工林地域	集材機 0	農道 5ｍ	仁賀保 6.4km	堂ノ本 400ｍ	「地森計」	農村林地
26	鹿角市十和田瀬田石字森越44番内	49,000	2,000	用材林地(杉)	標高150～200ｍ、約25度の南向傾斜の人工林地域	県道隣接 0	県道 4ｍ	十和田南 5km	瀬田石 2km	㊈「地森計」	農村林地
27	大曲市内小友字泉沢101番	330,000	4,628	雑木林地	周辺の開発が進みつつある雑木林及び杉林が混在する地域	集材機 50	市道 4ｍ	大曲 8.6km	泉沢近接	㊈「地森計」	都市近郊林地
28	北秋田郡田代町早口字中島78番5	47,000	4,572	用材林地(杉)	標高50～100ｍ、傾斜20度の杉の人工林地域	農道隣接 0	農道 2ｍ	早口 6.9km	岩野目 560ｍ	「地森計」	農村林地
29	仙北郡千畑町黒沢字中山138番外	47,000	3,384	用材林地(杉)	標高100ｍ、傾斜15度に植林された杉の人工林地域	人力 200	町道 6ｍ	鑓見内 14km	西野 1.7km	「地森計」	林業本場林地
30	雄勝郡羽後町飯沢字間木沢6番	53,000	9,256	用材林地(杉)雑木林地	標高200ｍ、傾斜25度前後の杉、雑木が混交する地域	町道隣接 0	町道 5ｍ	湯沢 17km	小山 200ｍ	「地森計」	農村林地

3　地価公示の標準地と同一地点である基準地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示 所在及び地番	(2) 住居表示	(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	(4) 基準地の地積(㎡)	(5) 基準地の形状(間口:奥行)	(6) 基準地の利用の現況	(7) 基準地の周辺の土地の利用の現況	(8) 基準地の前面道路の状況	(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況	(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
秋田(県)−41 秋田−16	秋田市将軍野南1丁目117番2	将軍野南1−9−6	75,300 (75,300)	347	1:2	住宅　W2	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南西　7m 市道	水道 ガス 下水	土崎 2.3km	1中専 (60.200)
秋田(県)−42 秋田−5	秋田市保戸野中町513番外	保戸野中町2−14	148,000 (150,000)	912	1:1.5	住宅　W1	一般住宅、医院等が混在する閑静な既成住宅地域	西 8.5m 市道	水道 ガス 下水	秋田 1.6km	1住居 (200) 準防
秋田(県)−43 秋田−1	秋田市東通仲町126番	東通仲町11−10	122,000 (124,000)	206	1:1.5	住宅　W2	中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	東　4m 市道	水道 ガス 下水	秋田 550m	2住居 (200) 準防
秋田(県)−44 秋田−36	秋田市牛島東5丁目36番3	牛島東5−9−10	78,700 (78,700)	194	1:1.2	住宅　W2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	東　6m 市道	水道 ガス 下水	羽後牛島 1.4km	1低専 (50.80)
天王(県)−1 天王−2	南秋田郡天王町天王字長沼132番62		33,700 (33,700)	390	1:2	住宅　W2	中規模一般住宅が多い住宅地域	南　6m 町道	水道 下水	追分 800m	1住居 (200)
秋田(県)5−16 秋田5−3	秋田市手形山崎町276番1外	手形山崎町10−58	140,000 (140,000)	147	3:1	店舗　S2	小売店舗の中に一般住宅等も見られる商業地域	南　15m 県道	水道 ガス 下水	秋田 1.1km	近商 (200) 準防
秋田(県)5−17 秋田5−6	秋田市大町3丁目107番外	大町3−2−41	300,000 (310,000)	2,004	1:1.2	事務所　RC5	金融機関、事務所等が建ち並ぶオフィス街	西 11.5m 市道	水道 ガス 下水	秋田 1.3km	商業 (500) 準防

備考

記載内容の見方

第1　宅地及び宅地見込地

1　「(1)基準地番号」欄において、※印は、地価公示の標準地（価格判定の基準日：平成13年1月1日）と同一地点である基準地を示している。当該基準地については、別に「3　地価公示の標準地と同一地点である基準地一覧」に一括して記載している。また、一連番号の前に付されている3、5、7、9及び10の見出し数字は、原則として、当該基準地がそれぞれ宅地見込地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域にあることを示し、見出し数字を付していないものは、住宅地域にあることを示している。

2　「(2)基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在及び地番を表示し、括弧内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。また、住居表示がある場合も表示した。

なお、基準地が数筆にわたる画地である場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示した。また、同一の市町村にある基準地については、最初の基準地についてのみ市、郡、町又は村の名称を記載し、他は省略した。

3　「(4)基準地の地積（㎡）」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積（土地の一部が借地である基準地にあっては当該借地の面積、土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地にあっては当該仮換地等の指定地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨ててある。また、基準地の筆の一部が私道となっている場合には、私道部分を含めた全筆の地積を表示した。

4　「(5)基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺とこれらの辺から対辺までの長さの比率）を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。

なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形である。

5　「(6)基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。）を表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造……SRC
鉄筋コンクリート造……RC
鉄　骨　造……S
ブロック造……B
木　　造……W

6　「(8)基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況（未舗装と表示してあるもの以外は、すべて舗装）、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示してある。

なお、道路の種別は、次の区分により表示した。

(1)　道路法による道路……国道、県道又は市町村道
(2)　土地区画整理事業施行地区内の道路（(1)及び(3)を除く。）…区画街路
(3)　私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されているもの…私道
(4)　その他の道路……道路

7　「(9)基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

(1)　水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合（引込距離約50メートル以内）には、「水道」と表示した。

(2)　ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合（引込距離約50メートル以内）には、「ガス」と表示した。

(3)　基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び処理区域外に存する大規模造成地等にある下水道で宅地供給者又は組合等が一体として管理し、かつ、公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合には、「下水」と表示した。

8　「⑽基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50ｍ未満の場合には「近接」と表示した。

9　「⑾基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄については、次により表示した。

(1)　都市計画区域等の区分

市街化区域……用途等
市街化調整区域……「調区」
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域……㊎
都市計画の定めのない区域……「都計外」

(2)　用途地域等は、次の略号で表示した。

第１種低層住居専用地域……１低専
第２種低層住居専用地域……２低専
第１種中高層住居専用地域……１中専
第２種中高層住居専用地域……２中専
第１種住居地域……１住居
第２種住居地域……２住居
準住居地域……準住居
近隣商業地域……近　商
商業地域……商　業
準工業地域……準　工
工業地域……工　業
工業専用地域……工　専
防火地域……防　火
準防火地域……準　防

(3)　第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域及び工業専用地域については、括弧内の左側に建ぺい率を、右側に容積率を、その他の地域については括弧内に容積率をそれぞれパーセントで表示した。

第２　林　　地

1　「⑴基準地番号」欄には、一連番号により表示した。

2　「⑵基準地の所在及び地番」欄には、土地登記簿に登記されている所在及び地番を表示した。

3　「⑷基準地の地積（㎡）」欄には、土地登記簿に登記されている地積を表示し、１平方メートル未満の端数は切り捨てた。

4　「(5)基準地の利用の現況」欄には、基準地が現に利用されている状況を林地の類型及び樹種により表示した。

5　「(7)交通接近条件」欄については、次により表示した。

(1)　「基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離」欄において、搬出方法は、通常考えられる方法を記載し、距離は、当該基準地の中心部からの距離を表示した。

なお、林(公)道隣接の場合は、0mと表示した。

(2)　「搬出地点の道路の状況」欄には、道路の種類及び幅員を表示した。

(3)　「最寄り駅及び距離」欄には、駅名及び基準地から当該駅までのおおよその道路距離を表示した。

(4)　「最寄り集落及び距離」欄には、集落名及び基準地から当該集落までのおおよその道路距離を表示した。

6　「(8)公法上の規制」欄については、次により表示した。

市街化調整区域……「調区」

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域……㊎

地域森林計画対象民有林……「地森計」

7　「(9)地域の特性」欄については、次により表示した。

都市近郊林地：市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地で、市街地の宅地化の影響を受けているもの

農村林地：農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主に、林業を兼ねている地域内のもの

林業本場林地：林業の中心にある地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地

山村奥地林地：交通機関から判断して最も不便な山村奥地に属する地域内の林地

第3　表示は、宅地、宅地見込地及び林地とも、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日(平成13年7月1日)における状況により行った。

第4　地価公示の標準地と同一地点である基準地一覧

1　「(1)基準地番号」欄は、上段に基準地番号を、下段に標準地番号を記載した。

2　「(3)基準地の1平方メートル当たりの価格(円)」欄は、上段に基準地価格を記載し、下段に同年の標準地価格を括弧書で記載した。

3　その他の欄についても、2と同様とした。ただし、基準地の公告事項と同年の標準地の公示事項が同一である場合は、標準地の公示事項は、記載を省略した。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所
印刷者
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原　繁雄

R100
古紙配合率100%